

## 教育予算の拡充を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国の負担割合を引き下げつつも制度を堅持し、義務教育の機会均等とその水準の維持向上に貢献しており、現行教育制度の根幹として重要な地位を占めている。

しかし、国の負担割合を2分の1から3分の1へ引き下げたことや就学援助制度が国庫補助事業から地方交付税措置に変更されたことなどの影響により、自治体の財政事情の違いから教育費の地域間格差を生じ、子どもたちの教育環境、ひいては義務教育の円滑な推進に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

教育が未来への先行投資であることを考えると、学校施設の整備や就学援助など、教育環境を等しく整えていくためには、教育予算を充実していくことが極めて重要である。

よって、国におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 第8次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画及び第7次公立高等学校教職員定数改善計画を策定し実施すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度を引き続き堅持すること。
- 3 就学援助制度を拡充・改善すること。
- 4 学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
- 5 教職員の人材確保に向けた給与の財源を確保・充実するとともに、超過勤務の実態を踏まえた給与措置とその財源確保に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出年月日) 平成 21 年 6 月 12 日

(議決年月日) 平成 21 年 6 月 18 日

(議決結果) 可決 (全会一致)

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、  
財務大臣、文部科学大臣